

証明書発給のご案内

1. 在留証明書・・・・・・・・・・ 2頁
2. 署名・拇印証明書・・・・ 3頁
3. 公印証明書・・・・・・・・・・ 4頁
4. 独身証明書・・・・・・・・・・ 5頁
- ※婚姻要件具備証明書・
5. 戸籍記載事項証明書・・ 6頁
6. 同一人物証明書・・・・・・ 7頁
7. 無犯罪証明書・・・・・・・・ 8頁～
- ※犯罪経歴証明書

★ご不明な点は、お気軽に当館領事班までお問い合わせ下さい★

○在広州日本国総領事館○

(市外局番020) - 8334-3009 (代表) 領事班

(市外局番020) - 8501-5005 (代表) 領事班

メールアドレス ryoji@ko.mofa.go.jp

ホームページ : <http://www.guangzhou.cn.emb-japan.go.jp/> (了)

在留証明書

第1. 在留証明書とは

日本の住民票に代わる証明書です。提出先は日本国内に限定されますので、日本文で作成されます。申請者が持参する公的な書類に基づいて住所を認定し、当該場所に居住していることを証明します。

第2. 発行要件

- 申請人本人が出頭できること
 - ※疾病等やむを得ない場合は代理可能（要委任状），親権者の場合は原則，子の出頭及び委任状不要
 - ※代理の可否については事前にお問い合わせ下さい。
- 現に申請人が日本国籍を有すること
- 原則として、日本に住民登録がないこと
- 申請者が現地に3か月以上滞在しているか、3か月以上の滞在が見込まれること
 - ※消費免税制度を利用する目的の申請の場合、2年以上日本国外に居住していることが条件となり、それを立証する書類が必要となります。詳しくは当館ホームページをご参照下さい。
 - <https://www.guangzhou.cn.emb-japan.go.jp/consular/doc/sm0101.htm>
- 次の書類が用意できること

| 番号 | 名称 | 具体例 | 必要な場合 |
|----|------------------------------------|---|---|
| 1 | 有効な日本国旅券 | | 必要 |
| 2 | 滞在場所を立証できる公的な資料（1点。現住所、氏名の記載のあるもの） | ① 境外人員臨時住宿登記表（臨時宿泊登記票） ② 外国人就業証（外国人就業証） ③ 水道・光熱費の領収書 | 必要 ※用意できない場合は要相談 |
| 3 | 滞在期間を立証できる資料（1点） | ① 旅券に押印されたスタンプ ② 滞在期間を立証するに足りる複数の水道光熱費、宿泊費用の領収書 ③ 住居の賃貸借契約書 | 下記の場合のみ 必要 <input type="checkbox"/> 「滞在場所を立証できる公的な資料」①～②が準備できない場合 |
| 4 | 本籍地を確認できる公文書 | 戸籍謄（抄）本、本籍地の入った住民票など（写し可） | 消費税免税制度を利用する目的での申請の場合・その他、本籍地の地番までの記載が必要な場合 必要 |

第3. よくある質問

| 質問 | 答え |
|--------------------------------|--|
| 公的年金の受給に必要と言われたが、手数料はかかるか。 | 日本年金機構に提出の場合は手数料免除です。疎明資料（現況届の提出依頼書、年金請求書）をお持ちください。ただし、年金機構以外に提出する場合（国民年金基金、企業年金）は手数料免除の対象外となっております。 |
| 過去の住所も証明してほしいが。 | 現住所と合わせて、必要がある場合は過去の住所に係る証明書を発行します。上記必要書類2, 3を過去の住所及び滞在期間が分かる資料としてご用意ください。 |
| 同居家族も含めて証明してほしいが。 | 日本国籍者のみですが証明書の発行は可能です。同居家族分の必要書類もご用意ください。 |
| 旅券の身分事項と現在のそれが異なっている。どうすればよいか。 | 戸籍謄抄本をご用意ください。戸籍に基づいて証明書を発行します。旅券の記載事項変更もお願いいたします（旅券の切替え申請も可能です。）。 |

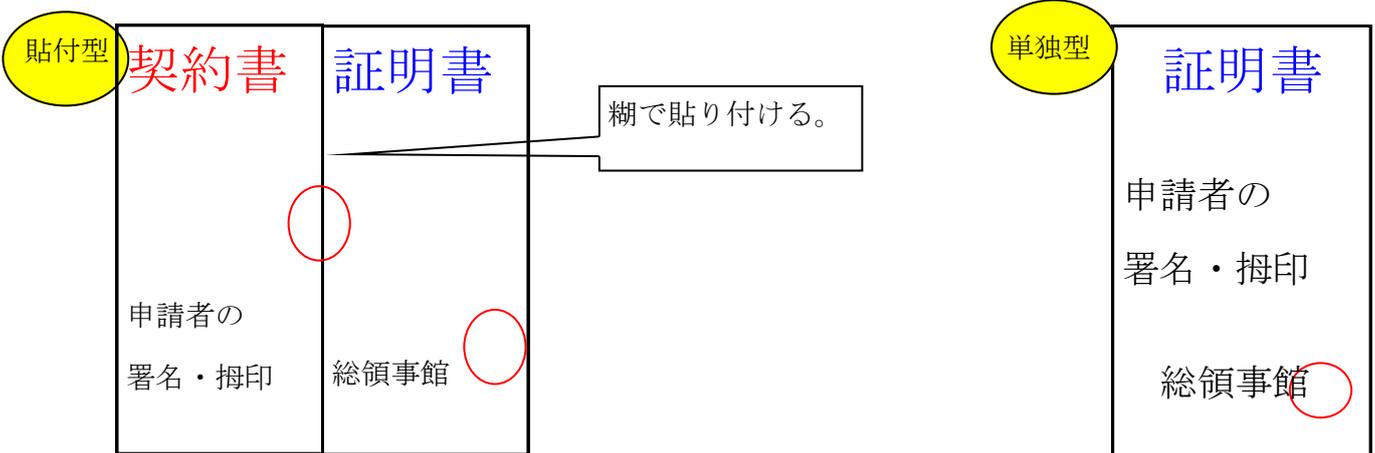
署名・拇印証明書

第1. 署名証明書とは

日本の印鑑証明書に代わる証明書です。

署名・拇印が必要な原本書類（契約書、委任状等）に当館職員の面前で署名し拇印を押して頂き、当該原本書類に証明書を貼付する**貼付型**と、当館指定の用紙に署名し拇印を押して頂く**単独型**の二種類があります。

どちらの証明書が必要か、提出先にご確認下さい。証明書は日本語で作成されます。



第2. 発行要件

1. 申請人本人が出頭できること（代理不可）
2. 現に日本国籍を有すること（元日本人の場合はお問い合わせ下さい）
3. 原則として、日本に住民登録がないこと
4. 次の書類が用意できること

| 番号 | 名称 | 具体例 | 必要な場合 |
|----|---------------|--------------|--------------------|
| 1 | 有効な日本国旅券 | | 必要 |
| 2 | 自身が署名・拇印をする書類 | ①契約書 ②委任状 | 貼付型の場合のみ 必要 |

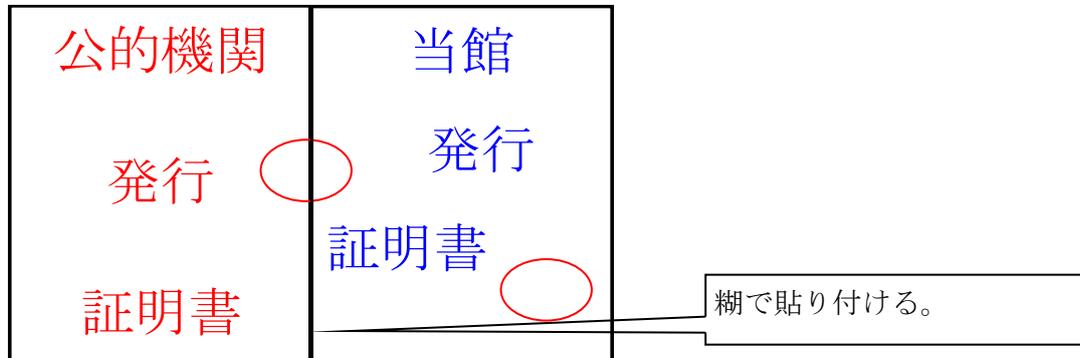
第3. よくある質問

| 質問 | 答え |
|-----------------------------------|--|
| 貼付型証明書の場合、書類への署名と拇印はいつすればよいか。 | 当館館員の面前で署名と拇印を押して頂きますので、書類に署名と拇印は押さずに来館もしくは領事出張サービスの会場にお越し下さい。もし署名と拇印をしてしまった場合は、訂正の上、再度署名と拇印を押して頂きます。 |
| 貼付型証明書を領事出張サービスで受け取りたい時はどうすればよいか。 | 【署名して頂く書類】と【当館の証明書】の間の 契印 には、当館の【公印】を利用しています。これは当館に1つしかありません。そのため、領事出張サービス会場に【公印】を持参できません。当日で受け取りを希望される場合は、メールもしくは郵送で【署名して頂く書類】を当館に締切日までに送付して頂く必要があります。 |

公印証明書

第1. 公印証明書とは

日本の公的機関（私立の学校（専門学校を除く））の発行した書類に押された印影が、真正なものであることを証明します。就労許可申請の際などに利用されています。外国文で作成されます。



第2. 発行要件

1. 申請人が出頭できること（申請人は証明を必要とする本人である必要は無い。）
2. 次の書類が用意でき、申請当日に原本を持参できること

| 番号 | 名称 | 具体例 | 必要な場合 |
|----|--|--|-----------|
| 1 | 申請人の有効な身分証 | ①旅券 ②住民証 | 必要 |
| 2 | 公印確認の対象となる文書 【原則】 発行後6ヶ月以内の有効な文書 【例外】 次の場合も可 ・1回のみ発行される書類 Ex.卒業証書 ・卒業証明書 ・資格証明書 (詳しくはお問い合わせ下さい) | ① 学校教育法1条所定の学校の卒業証明書 (専門学校は対象外) ② 戸籍謄本 ③ 公的機関の発行した免許証 ④ その他国家機関，地方自治体の発行した押印のある書類 | 必要 |

第3. よくある質問

| 質問 | 答え |
|----------------------------|---|
| 証明書を即日発行して欲しいがどうすれば良いか。 | 当館のデータベースに印影の登録があれば即日発行可能です。登録が無い場合は日本の外務省に照会する必要がありますので即日発行はできません。事前に証明書をスキャンの上、(【宛先】 p@ko.mofa.go.jp 【件名】 公印証明事前確認依頼) にメールで送付して下さい。登録の有無を確認し、結果をお知らせします。 |
| 領事出張サービスで受け取りたい時はどうすれば良いか。 | 【公的書類】と【当館の証明書】の間の契印には、当館の【公印】を利用しています。これは当館に1つしかありません。そのため、領事出張サービス会場に【公印】を持参できません。受け取りを希望される場合は、郵送で【公的書類】を当館に締切日までに送付して頂く必要があります。なお、当館は紛失の責任を負えませんので予めご了承下さい。 |

婚姻要件具備証明書 (独身証明書)

第1. 婚姻要件具備証明書とは

中国の方式で日本人が婚姻する際、①当該日本人が独身であること、②日本法上、相手との婚姻に支障がないことを証明します。外国文で作成されます。

第2. 発行要件

1. 日本人側の当事者が出頭できること (代理不可・中国人側の出頭は必須ではありません)
2. 日本法上、日本人と中国人の間で婚姻できる条件がととのっていること (年齢、独身であること)
3. 次の書類が用意できること

| 番号 | 名称 | 具体例 | 必要な場合 |
|----|-------------------------------|--|---|
| 1 | 有効な日本国旅券 | | 必要 |
| 2 | 現在の戸籍謄本 (発行後3ヶ月以内) | 全部事項証明書 個人事項証明書 | 必要 |
| 3 | 除籍謄本 改製原戸籍謄本 (発行後3ヶ月以内) | | 下記の場合 必要 <input type="checkbox"/> 過去に離婚歴がある場合で、その事実が現在の戸籍謄本に表示されていない場合 <input type="checkbox"/> 未婚であっても両親の戸籍から分籍している場合 (お問い合わせ下さい。) <input type="checkbox"/> 養子縁組等により本来の姓から別姓にしている場合 (同上) |
| 4 | 婚姻相手の中国人の居民証 | | 必要 |
| 5 | 結婚相手の中国人の独身状態が分かる書類 | (1) 戸口簿 婚姻状況欄が①空欄、②未婚、 ③離婚のいずれかとなっている物 (2) 離婚証 上記(1)の婚姻状況欄が「 <u>既婚</u> 」となっている場合 | 原則は(1)が 必要 。 (1)が要件を満たさない場合は(2)が 必要 |

第3. よくある質問

| 質問 | 答え |
|--|--|
| 必要書類の4, 5が準備できない。どうしたらよいか。 | 中国人側の人定事項を記載しない証明書 (日本人側の独身の事実のみを証明する書類) であれば発行可能です。ただし、中国人側の人定事項の入っていない独身証明書を有効な書類として認めない。中国側の民政局もあります。事前に提出先にご確認下さい。 |
| 在広州総領事館の管轄外の民政局で婚姻登記を予定している場合、在広州総領事館の証明書でも手続は可能か。 | 可能なところとそうでないところがあるようです。また、日本の法務局でも独身証明書を発行していますが、それも受け付けてくれないところもあるようです。事前に提出先にご確認ください。 |

戸籍記載事項証明書

第1. 戸籍記載事項証明書とは

戸籍の記載事項から必要部分を抜粋して、外国文で戸籍の記載事項を証明します。親子関係、夫婦関係、婚姻、離婚、死亡、名字の変遷等を証明します。中国での配偶者ビザ等の申請で家族関係の立証が必要な場合に利用されています。

第2. 発行要件

1. 証明書の証明の対象となる者が出頭できること

※やむを得ない場合は代理可能（要委任状），親権者が請求する場合は原則，子の出頭及び委任状不要
※代理の可否については事前にお問い合わせ下さい。

2. 次の書類が用意できること

| 番号 | 名称 | 具体例 | 必要な場合 |
|----|-------------------------------|--------------------|---|
| 1 | 申請人の有効な身分証 | (1) 旅券 (2) 住民証 | 必要 |
| 2 | 現在の戸籍謄本 (発行後6ヶ月以内) | 全部事項証明書 個人事項証明書 | 必要 |
| 3 | 除籍謄本 改製原戸籍謄本 (発行後6ヶ月以内) | | 下記の場合に 必要 <input type="checkbox"/> 現在の戸籍謄本だけでは、立証できない事項の証明が必要な場合。 (対応できない場合もありますので、ご来館前にお電話、メール等でご相談下さい) |
| 4 | 証明書に記載される方の 旅券 | | 下記の場合に 必要 <input type="checkbox"/> 証明書に、ローマ字による氏名の標記を希望される場合（ビザ取得の場合に必要なことがありますので、提出先にご確認下さい) |

同一人物証明書

第1. 同一人物証明書とは

現在のパスポートと過去のパスポートの所有者が同一人物であることを証明するものです。提出先は、中国の銀行または中国の公的機関に限ります（不動産取引や離婚手続き等）。原則、それ以外の目的での発給はできませんのでご了承下さい。外国文で作成されます。

第2. 発行要件

1. 旅券の所持人が出頭できること（代理不可）
2. 次の必要書類を用意できること

| 番号 | 名称 | 具体例 | 必要な場合 |
|----|---------|-----|---|
| 1 | 現在有効な旅券 | | 必要 |
| 2 | 過去の旅券 | | 下記の場合は 必要 <input type="checkbox"/> 過去の旅券番号の記載を提出先から求められている場合（過去の旅券を紛失している場合は不要） |

第3. よくある質問

| 質問 | 答え |
|---|--|
| パスポートの署名は英語だが、漢字の名前とローマ字の名前が同一であることを証明してほしいと言われた。どのような方法があるか。 | 同一人物証明では、名義人の方のお名前を旅券記載のローマ字の名前と戸籍謄本記載の漢字の名前を併記することが可能ですので、漢字のお名前とローマ字の名前が同一であることを証明できると思われます。 |

無犯罪証明書 (犯罪経歴証明書／警察証明書)

第1. 無犯罪証明書とは

日本における犯罪経歴の有無を証明します。申請人に出頭いただき、指紋を採取します。採取した指紋を日本の警察庁に送付し、警察庁が指紋照合を行った上で作成します。外国文で作成されます。

無犯罪証明書には**通常発給**と**特別発給**があります。提出目的によって区別され、必要書類が異なりますのでご注意ください。

証明書に記載される前科の条件については警察庁の通達をご確認ください。

通達について⇒ [犯罪経歴証明書発給要綱の一部改正について](#) (警察庁ホームページ)

第2. 通常発給と特別発給

通常発給と特別発給は無犯罪証明書の提出目的によって区別されます。

1. 通常発給

①中国の就労ビザの取得, ②米国, オーストラリア, カナダの永住ビザ取得

2. 特別発給

①中国の永住ビザの取得

※変更が生じる可能性がありますのでお問い合わせ下さい。

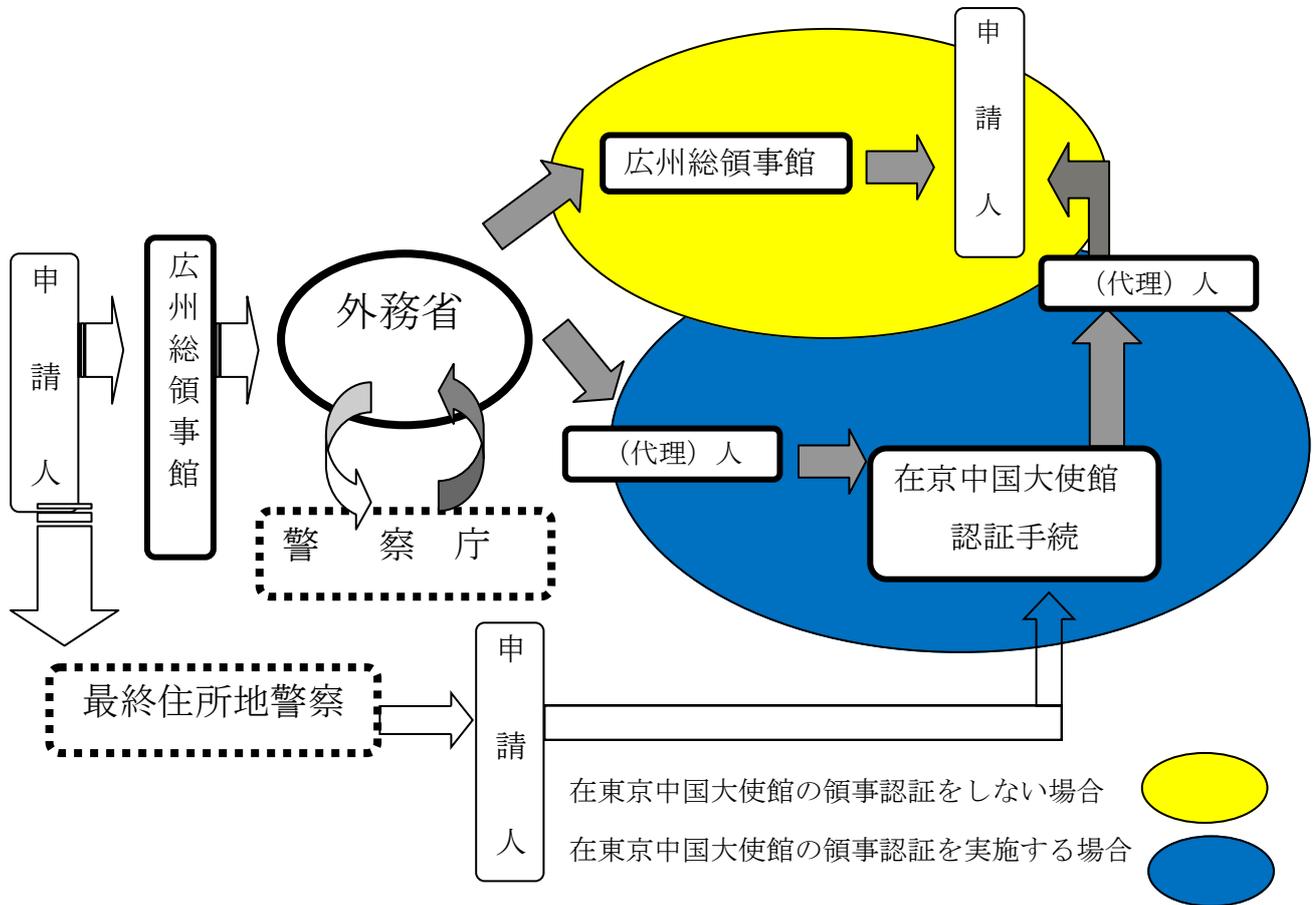
第3. 発行要件

1. 申請人本人が出頭できること (代理不可)
2. 次の必要書類が用意できること

| 番号 | 名称 | 具体例 | 必要な場合 |
|----|---|--------------------------------------|--|
| 1 | 有効な旅券 | | 普通発給・特別発給とも 必要 |
| 2 | 法律または規則により、 公的機関 が申請者に無犯罪証明書の提出を求めていることを立証する資料 | ①法律・規則の条文 ②ビザセンター等のホームページの必要書類一覧表 | 特別発給の場合のみ必要 通常は①が必須ですが、②でも可能な場合があります。 (お問い合わせ下さい) |
| 3 | 上記2の該当部分の和訳 | | 特別発給の場合のみ必要 (お問い合わせ下さい) |
| 4 | 申請人が上記2の手続を行う予定である事が立証できる資料 | ①記入済みのビザ申請書 ②申請機関からの要求書類のレター | 特別発給の場合のみ必要 (お問い合わせ下さい) |

無犯罪証明書 (犯罪経歴証明書)

第3. 警察証明書の取得までの流れ



第4. よくある質問

| 質問 | 答え |
|---------------------------------|---|
| 必ず、本人が出頭して手続をしないとイケないか。 | 指紋を採取しますので、必ずご本人にお越し頂く必要があります。 ただ、申請は、当館のみならず、日本の最終住所地を管轄する警察でも可能です。詳しくは各警察にお問い合わせ下さい。 |
| 申請から交付までどれくらい時間がかかるか。 | 2～3ヶ月程度かかります。なお、最終住所地の警察署に申請する場合は、数週間で入手可能と言われています。 |
| 日本にある中国大使館の認証が必要と言われたらどうすれば良いか。 | 無犯罪証明書を当館から受け取った後、日本にいる代理人に依頼をするか、ご自身で日本の外務省や中国大使館のビザセンターに行って手続をすることが可能です。 ご自身で手続するのが煩わしかったり、日本の代理人が見つからない場合、業者に依頼することも可能です。 当館で把握している業者は次のとおりですが、他にもあるかと思われます。 一般社団法人東京華僑総会 (ウェブサイト) |